

## 専門職大学院認証評価 改善報告書検討結果

教育機関名称	京都情報大学院大学 応用情報技術研究科
教育機関名称(英語)	The Kyoto College of Graduate Studies for Informatics School of Applied Information Technology
専攻名称	ウェブビジネス技術専攻
専攻名称(英語)	Department of Web Business Technology
学位名称	情報技術修士(専門職)
報告日	平成28年 12月

一般社団法人日本技術者教育認定機構

## 専門職大学院認証評価 改善報告書に対する所見

評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	-(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。
改善された点・ 問題点・コメント	<p>★改善された点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドミッションポリシーが明確化され、また入学者数の定員超過も改善されており、適正な入学者選抜が行われている。</li> <li>・事務職員の増員、専任教員の適正配置に努力し、一定の改善が認められる。</li> <li>・教育環境に関し、特に図書関係の充実、演習室の整備拡充等に努力が見られる。</li> <li>・外部評価委員会等の設置により、大学機能の強化に努めることとなった点は評価できる。</li> </ul> <p>★問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善の努力と成果は見られるものの、改善報告書だけで判断可能となる情報整理・提供がされておらず、いくつかの懸念が残されている。</li> <li>・大学院の機関評価、部門別評価が社会から求められている潮流から、各種データを系統的に集積、分析、公表可能とする体制とシステム整備が求められる。</li> </ul>	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
1	<b>基準1:専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開</b>	W	C	基準1(1)~1(3)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準1(1)~1(3)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A		・資料番号1-1~3で確認した。	
1(2)	専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)~(vi)が含まれていること。 (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力 (ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力 (iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養 (iv) 継続的に学習できる能力 (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働能力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度 また、当該専攻がその特色として、(i)~(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。	W	C	・当初提出された自己評価書では、学習・教育目標についての記述がなかったため、それを指摘したところ追加資料として提出された。そこでは4項目の学習・教育目標が挙げられているが、その内容は専攻の使命・目的に適合しており、適切なものと認められる。 ・しかし、この学習・教育目標は今回の審査のために急きょ設定されたものであるから、現時点で学生と教員に周知されているとは言えず、今後周知を図っていく必要がある。また、この学習・教育目標と(i)-(vi)の項目との関係は表のような形式で整備されておらず、学習・教育目標とカリキュラム上の科目の関係、および科目と(i)-(vi)の項目との関係という形で間接的に定義されているだけなので、不十分であり、改善が必要である。	●学習・教育目標をまとめたものを学内外に公表し、学生便覧・ガイダンスなどを通じて学生への周知も行っていることは、改善点として認められる。また、基準で要求されている知識・能力の6項目との対応表も作成されている。ただ、この学習・教育目標をシラバスに反映させるなどして、学生の具体的な学習プロセスに結びつけていくことは2016年度から始められるということなので、その実現状況を今後確認していく必要がある。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
1(3)	研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応用情報技術研究科ウェブビジネス技術専攻という名称は、この研究科・専攻のユニークな特徴をよく表しており、教育研究上の目的にもふさわしい。</li> </ul>	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
2	<b>基準2：学生受け入れ方法</b>	X	X		
2(1)	<p>学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、アドミッションポリシーを明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。</p>	C	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AP(アドミッションポリシー)が設定され、選抜試験が行われている。</li> <li>・学習・教育目標の達成を考慮したAPを設定することが望まれる。</li> <li>・APが対象学生を幅広く設定しているため国内外からIT知識が不足する学生を多数受け入れる傾向にある。2011-2012年度は留学生の急激な増加がみられる。また、定常的に過度の定員超過傾向にあり、2010-2011年度は定員超過率が特に高い。2012年度に定員増を行い定員超過の解消を図っているが、定員超過傾向が解消したとはいえない。この結果、本来専門職大学院が行うべき専門教育以前に、IT基礎あるいは日本語理解に、勉強時間の相当量を費やさざるをえない学生がかなり見られる。学生の理解度を高め、学習・教育目標を達成するために、日本語の理解度・IT知識等の最低限前提にすべき知識・能力を適切に設定し、今後の選抜試験に反映する等の対処が望まれる。</li> <li>・留学生の日本語レベルは日本語能力試験N2相当を一定基準にし、N2合格者であっても修学に支障があれば不合格にしていたり、入学前あるいは入学後の日本語の勉強のために同法人の日本語研修プログラムを活用していることは評価できる。</li> <li>・すべての学生を対象に教員による履修相談を行い、IT知識が不足する学生には基礎科目(12単位)の履修を勧めたり、日本語理解が不足する学生には第1学期の履修科目数を減らしたりするように指導していることは評価できる。</li> </ul>	<p>●新しく定めた教育目標項目に関連させて、アドミッションポリシーの表現を改定したことは、改善点として認められる。</p> <p>過度の定員超過については、2014年度、2015年度の実績でほぼ解消したことが認められる。</p>

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3	基準3：教育方法	W	W	基準3(1)～3(10)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準3(1)～3(10)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
3(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	C	C	・科目別に基準1(2)の6項目との対応が示されている点は評価できる。しかし、学習・教育目標対応したカリキュラム体系として表現されていないので、その点の改善が望まれる。	●現状のカリキュラム体系上での教育目標の各項目と開講科目との対応一覧表を作成した点は、改善点として評価できる。また、シラバスに科目によって達せられる目標の項目を記載し、対応関係を教員と学習者が認識できるようにしているという点も改善点として認められるが、2016年度からの実施なので、その実現状況を今後確認していく必要がある。また、資料1-2「教育目標を記載したシラバス例」の記載では、「この科目を履修すると関係型データベースの基本概念が分かるようになり、SQL言語を用いてデータベースに関する基本操作がおこなうことが出来るようになる」という表現形態で、学習者の到達目標がどのようなレベルのものかという書き方ではなく、さらに科目の履修で学習・教育目標のどの項目をどの程度達成することになるのか分からない、という懸念がある。
3(2)	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	A		・講義、事例研究、プロジェクト、実習形式など多様な形態の科目が用意されている。リーダーシップセオリーA、Bというユニークな科目もあり、注目される。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3(3)	<p>カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。</p> <p>また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。</p> <p>なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。</p>	W	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバスが作成され開示されている点は評価できる。しかし、カリキュラム全体を俯瞰し、全体の調整を行う機能が弱く、これを強化する仕組みの必要がある。</li> <li>各教科ごとのシラバスに粗密が散見される。例えば、複数教員による同一科目講義などの成績評価につき、その統一化が不十分で、工夫が必要である。</li> <li>各学習・教育目標に対しての個別の達成度評価については、学習・教育目標が学生に対しても周知徹底されている状況ではないので、その取り組みは不十分である。</li> </ul>	<p>●新たな改善項目の記載はない。3(1)との関係として記載されているシラバスへの目標欄設定は、この評価項目につながるものではあるが、3(1)の指摘事項に挙げた問題点がある。</p>
3(4)	<p>学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。</p>	W	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習・教育目標が明示的でないので、それに対して学生自身が達成度を継続的に点検しているとは確認し難い。</li> <li>学生の勉学を助ける仕組みとしてはアドバイザー制度があり、それは機能していることを確認した。しかし、成績開示のCampusPlanや学習管理のKING-LMSというシステムなどの仕組みと合わせても、「学生自身による学習・教育目標に対する継続的な達成度点検」の仕組みとまでは言えず、不十分である。</li> </ul>	<p>●新たな改善項目の記載はない。3(1)との関係として記載されているシラバスへの目標欄設定は、この評価項目につながるものではあるが、3(1)の指摘事項に上げた問題点がある。</p>
3(5)	<p>授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。</p>	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>履修学生数が100名以上の科目が若干あるが、施設・設備と照らして適切な人数となっていることは現地調査で確認した。</li> </ul>	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3(6)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること.	A		・履修登録単位数の上限を24単位と定めており、それをチェックする仕組みもある。	
3(7)	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること.	A		・授業時間は原則に適合するものであることを、実地調査で確認した。	
3(8)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること.	A		・遠隔教育については自己評価書に記述があり(p. 28-29)、法令遵守という点では問題がない。 ・別に非同期で学習可能なe-ラーニングシステムがあるが、とくに言語能力が必ずしも十分とは言えない留学生には、繰り返し視聴できるという利点があり評価できる。	
3(9)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること.	—			
3(10)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること.	—			



番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4	基準4:教育組織	W	W	基準4(1)~4(15)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準4(1)~4(15)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	C	C	・百万遍の本校舎に加えて、京都駅前、東京、札幌にサテライトが設置されていて、追加の回答資料の中では、「京都本校の管理のもと運営しています」としている。実際の管理方針は、学内に設置された大学院委員会の中で決定されているが、決定のための基本的な考え方が明示されていない。今後の急激な変化に迅速に対応するためには、教員組織編成のために基本方針を整備しておくことが望ましい。	●新たな改善項目の記載がない。
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	W	C	・学生数が近年急速に増加したことに合わせて、教員及び事務部門の整備が行われているが、急激な増加に十分対応しきれていない懸念がある。事務職員については、具体的な事務職員の一覧が追加資料4-3で示されており、事務部長(課長兼務)1名、課長4名のほか、一般職員が7名挙げられていて、全体で12名の体制となっている。ところが、12名のうち4名は専任教員と兼務であり、3人は兼任教員と兼務であり、そのため教員の事務負担が増大している。したがって、教員の事務負担を早急に軽減して、教育成果をあげる体制を確保することが必要である。	●2015年5月現在、事務職員が増員され、全体で22名の体制であり、そのうち事務職員専任者は16名であるというのは、大きな改善と認められる。事務専任者には、英語に堪能な者、中国語を母語とする者などを増員して、留学生に対応をしているというのも評価できる。ただし、改善の実態を確認する必要はある。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	W	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的専任教員の名簿は、自己評価書(引用・裏付資料編)の表3に示されていて、専任教員の法的な必要数32人に対して44人を配置しているとしている。</li> <li>・大学設置基準第十二条では、「教員は、一の大学に限り、専任教員となるもの」とし、「専任教員は、専ら大学における教育研究に従事するものとする」としている。ただし、「教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる」ともする。「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(18文科高第133号、平成18年5月17日)によれば、「第12条第2項の「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。また、同条第3項の「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。」という。ところが専攻が配置しているという44人の専任教員の中には、この条件を満たさないと判断されるものが下記のように存在する。</li> <li>・44人の中に外国在住の教員が8人存在し、この8人は集中講義を行っているものの、平素は大学には不在であり、日常的な教育指導や、大学運営への寄与が見られず、専任教員としての実態が認められない。</li> <li>・東京、札幌の各サテライトにそれぞれ3人の実務家専任教員が存在しており、週1~2時間の授業を行っているものの、それ以外の時間は大学の業務を行っていない。追加提出された資料によると、札幌の1名と東京の2名は、それぞれの地で週5日の大学勤務をしているとしているが、実態は東京、札幌の各サテライト教室が収容されているビル内に存在する別法人会社で勤務している形であり、大学のサテライトでの大学業務実施の実態がない。実際に、各サテライトは教室1室のみであり、事務室、研究室などは存在しない。また、この6名は実務家教員のいわゆる「みなし専任」の条件も満たさない勤務実態となっている。ここで「みなし専任」の条件とは、「専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者」(専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に関する文部科学省告示第五十三号(平成十五年三月三十一日)第二条第2項)を指す。</li> <li>・京都本校、京都駅前サテライトに勤務する実務家教員について、4名が年間担当授業が6単位未満または学校運営への参加の実態がなく、これも「みなし専任」の条件を満たさない勤務実態となっている。</li> <li>・以上の18名を除くと専任教員数は26名となり法令上で通常想定される専任教員の基準を満たしていないと判定されることになるが、専任教員についての詳細な基準が法令上では明確には定まっていないことから法令上の基準を遵守していないとは断定することまではできない。しかしながら、このような教員組織は教育体制として十分とは言えず改善が必要である。</li> </ul>	<p>●専任教員は67名を配置しているとの報告で、必置教員数は42名の専任教員数の量的基準を満たすとされている。しかし、その根拠資料として示されているのが資料4-2で、教員の名前と職位を一覧表にしたものである。この資料では、各教員がどのような教育にどの程度従事し、どの程度の責任を担っているかが明らかでないため、その専任性を判断できない。よって、現在の資料では専任教員数を確認できず、改善していると認められない。</p>
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一専攻のみの大学院なので、問題はない。</li> </ul>	
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	C	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任教員として挙げられた44人のうち25名が教授であり、条件を満たしている。しかし、25名の教授のうち4名は外国在住で専任としての実態がなく、実務家教員のうち6名が、「みなし専任」の条件を満たさない勤務実態であり、これらを除くと教授は15名となり不足する。早急に改善することが望まれる。</li> </ul>	<p>●4(3)と同様、情報不足のため改善の実態を判断できない。</p>

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(6)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者	A		・専任教員の「専任」の程度に関しては4(3)で述べたように問題があるが、高度の指導能力を備えているかどうかは一人一人に関し詳細には検討評価し切れない。さまざまなタイプの教員がいるが、引用・裏付資料の表4「専任教員の研究・教育実績」のデータは粗密はあるものの形式的には整えられており、また採用時の人事委員会の記録も残されているので、とくに不適合と判断する理由はない。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(7)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	C	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任教員として挙げられている44名中、22名が実務家教員である。一方、実務家教員22名中には6名の外国在住教員がいて専任の実態がない。また、東京及び札幌のサテライトを担当する6名の実務家教員も専任の条件を満たしていない。ほかにも、5名の実務家教員は、勤務の実態が「みなし専任」の条件を満たさない勤務実態であるので、これらの専任を満たさない実務家教員を除外すると、専任の実務家教員は実質的には5名のみとなる。実質的に基準を満たすよう、早急に改善することが望まれる。</li> </ul>	●4(3)と同様、情報不足のため改善の実態を判断できない。
4(8)	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>主要科目と担当者の一覧は自己評価書の表4-6に示されていて、専任教員(教授または准教授)が担当していると認められる。</li> </ul>	
4(9)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の年齢構成については、自己評価書の表4-7に示されたとおり概ねバランスが取れている。</li> </ul>	
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	W	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務家教員のうち、とくに東京と札幌サテライトに勤務する6名は、いずれも企業の代表取締役としての本務をもち、当該大学における研究教育以外の業務に従事する比率がきわめて高い。中には担当授業時間が0のものもある。これらは教育研究上特に必要があるという範囲を明らかに超えていると認められ、改善が必要である。</li> <li>専任教員のうちの4名が事務職員を兼務しているが、担当する業務は、学生課課長、教務課課長、就職進路課課長、等であり、課長という重要な職責を担っている。急激な学生定員の増大は事務負担の増大にもつながっており、そのために本来の教育研究の職務に支障を生じる恐れがあるので、改善が必要である。</li> </ul>	●事務職員を増員したので、これまで事務職員を兼務していた専任教員の負担が軽減されたというのは、改善と認められる。ただし、実態を検証する必要がある。
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>入学定員160名で、収容定員320名に対して、2011年度入学者174名、2012年度入学者189名、科目履修者は2013年5月現在21名とされている。数の上では支障が生じていない。</li> </ul>	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	C	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京、札幌にサテライトを設置しているほか、京都駅前サテライト及び本校2号館に校舎が存在している。専攻の説明では、駅前及び2号館は校舎ではなくサテライトであると説明しているが、校舎として届け出ているとの説明があり、サテライトとは大学設置基準第25条第4項にいう「校舎以外」の場所であるから、サテライトには当たらない。校舎が存在する場所は校地であるので、専任の教員の配置が必要となる。駅前には専任教員が配置されているが、2号館には配置がない。また、サテライトであり、法律上は配置の必要がない東京及び札幌に実務家の専任教員を各3名配置していると説明している。百万遍本校の2号館は、地理的にも隣接していない校地なので、専任の教員を配置し、図書室等の設置など教育研究環境を整備することが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改善点として記載していないが、「現在では、25名の教員を2号館に配置し、図書室も整備し、校地校舎変更の届け出も完了しています。」とあるのは、指摘に対応して改善したものと推定される。資料4-3 2014年度専任教員配置表でも確認した。</li> </ul>
4(13)	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。	C	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加資料の中で、採用、昇格における基準として「対象者の人格、学歴、職歴、研究業績及び学会や企業での活動実績」に重きを置いていると説明している。</li> <li>具体的な教員の採用や人事は人事委員会の審議により行われているが、採用や昇格の基準を定めて教員に開示してはいないので、その点の整備が望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内規が開示されているということなので、この基準は満たしていると認められる。</li> </ul>
4(14)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。	C	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員間連絡ネットワーク組織として、Teacher's Web、授業資料の自由な閲覧、教員相互による授業評価、科目終了報告書及び授業報告会の実施の取り組みが説明されている。</li> <li>これらの取り組みにより、「科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善する」ことが望まれているが、それらの成果が具体的な改善にまで結びついたかどうかモニタリングする仕組みが存在せず、その有効性が確認できないので、今後の改善が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教員間ネットワーク組織、Teacher's Web、授業資料の自由な閲覧、教員相互による授業評価、担当科目終了報告書及び授業報告会などについて次のような連携を行いモニタリングを行える体制になっているとし、それ以下に、具体的な説明と図がある。しかし、「実施している「仕組み」を明確な形で表現することにはいたしました」というのが、学内の文書として定めたわけではないようであり(根拠資料なし)、この改善報告書に「表現した」ということなので、具体的な改善とは認め難い。</li> </ul>

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(15)	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。	C	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファカルティ・デベロップメントについては、自己評価書p.43の(15)項で、3つの柱を中心に行っていることが示されている。</li> <li>・教員相互による授業評価、学生による授業評価が各学期ごとに行われて、授業報告会が年度末に行われている。学生による授業評価については、近年改善傾向にはあるものの回答率が低いので、これを高める工夫と、こうした評価結果による授業改善の取り組み実績の把握が望まれる。</li> </ul>	<p>●学生評価の回答率を上げるため、催促する通知を評価開始時だけでなく評価期間中にも何度か行い、また各ゼミの担当者からもゼミ学生に受講する科目の評価をするように促しているとする。これにより、各学期の回答学生数・回答延べ人数の割合とも、2014年度から増加傾向になっているというが、データを見る限り(資料4-4)、2014年度は2013年度と比べ回答率が大きく落ち込んでおり(学生数増加の影響か?)、その後、回復傾向にあるがまだ2013年度の水準にまで戻っていないというのが実態の様である。2015年前期末に学生の生活面を含む本学に対する満足度をいくつかの項目にわたって調査する試行版を作成・実施したという点は、直接FDに結びつくものではないが、もしFDに反映させる取り組みが今後行われていくとしたら、意義はある。</p>

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
5	<b>基準5：教育環境</b>	C	C	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室，研究室，実験・実習室，演習室，図書（学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む），情報関連設備等の環境を整備していること。	C	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都本校・京都駅前校・札幌校・東京校間の遠隔授業の環境が構築されている。</li> <li>・京都本校の図書室の蔵書3,500冊は小規模独立大学院としても貧弱である。関連校の図書室を開放して対応に努力している。しかしデジタル版学術雑誌はACM Digital Libraryのみ、新規購入書籍数は年平均100冊程度であり、改善が望まれる。</li> </ul>	●図書数を1万4千冊に増やし，図書システムを構築するなど改善が認められる。
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は，研究室，教室，図書館等の施設の利用について，教育研究に支障のないものとなっていること。また，学生に対する教育上の配慮（教育課程，履修指導等）および事務処理体制が適切であること。	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の施設利用は，通常は20:30までであるが，学生の要望に対して柔軟に対応し，指導教員等の立ち会いのもとに24時間の利用が許可されているので，適切である。</li> </ul>	
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	W	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究室に相当する教員室は，専任教員44名に対して京都本校に22名分のみ（うち14名分は共同の教員室）であり，改善が必要である。7名の教員は，実務家教員が在籍する組織等の校地外に研究室を有しているという回答であったが，校地外の研究室は教育上の効果に問題があり，またこれらを加味しても1/4程度の教員には常設の研究室が無い状態である。</li> </ul>	●「受審後においても，共同の教員室を増設していますが（資料4-3）」とあるが，後は教員の配置図が示されているのみで，情報が不足であり改善の程度を判断できない。
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は，教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目等履修生は2013年度前期は21名であり，各科目若干名であるため，科目等履修生の存在による影響で，教育に支障が生じることはないと思われる。</li> </ul>	
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は，それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	C	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都では，京都本校・京都2号館・京都駅前校が存在しているが，本校のみでは学生を収容することが難しいため，京都2号館・京都駅前校が補完的に機能している。したがって，学生は複数の校舎を行き来する必要があるが，無料バスは所要時間・頻度の問題があり，教育研究に不便があるという懸念がある。</li> </ul>	●とくに改善の記載がない。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	C	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年度まで80名であった定員を2012年度までに2倍の160名に増員した影響で、教室等の施設が若干手狭である。600名級のホール等、別法人の施設を時間貸借できる環境は評価できるが、修了プロジェクトのための演習室が6室のみ(うち京都本校3室、若干距離がある京都2号館3室)である等、現行定員に相当する施設規模としては不足ではないかという懸念がある。</li> </ul>	●京都コンピュータ学院の施設設備を賃貸借し、演習室などを増やしたとする。現在の学生数に対して十分なものかどうか検証する必要はあるものの、改善として評価できる。
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。	C	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務詳細は非公開であるが、Web公開の決算は良好であり、大学の維持・運用のための財源は確保できている。</li> <li>・研究費は外部資金に依存しているが、実際の獲得実績は数件であり、改善が望まれる。</li> <li>・今後の教育継続に優れた教員を確保していくためには、研究費の基本配分及び研究教育環境の整備が望まれる。</li> </ul>	●改善点として具体的に示されているのは、研究室スペースの増加である。研究費の基本配分については記載がない。
5(8)	<p>学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。</p> <p>また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。</p> <p>また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。</p>	C	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下にあげる仕組みが整備されている点は評価できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 教員による支援体制(履修指導等)がある。</li> <li>- 京都本校・京都駅間校は無料バスが運行されている。</li> <li>- Web上でシラバスを参照できる。また、LMS(授業支援システム)も機能している。</li> <li>- 京都本校に図書室があり、札幌・東京からも図書の貸出を受けることができる。</li> <li>- 奨学金・長期履修の制度がある。</li> <li>- 出身国の経済状況を考慮し、留学生のための授業料を設定している。</li> <li>- 同法人の日本語研修プログラムを活用している。</li> <li>- 健康診断・就職指導が行われている。</li> </ul> </li> <li>・奨学金受給数の実績は僅かであり、改善が望まれる。</li> </ul>	●奨学制度のさらなる充実を図るため、2015年度には、経済的に就学が困難な志願者に対し大幅に学費を減免する新たな奨学制度を設置し、2016年4月入学志願者より適用しているとするのは、評価できる。



番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
6	<b>基準6：学習・教育目標の達成</b>	W	W	基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。	W	W	・基準1で述べたように学習・教育目標を追加資料として後から提出しているため、それと修了認定の基準との関係は明示的には定められていない。この点は今後の改善が必要である。	●とくに改善の記載がない。
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A		・自己評価書（本文編）p. 58に引用されている学則により確認した。	
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	A		・自己評価書（本文編）p. 60にこれに関する学則が引用され、これまで事例がないことも記述されている。	
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	A		・自己評価書（本文編）p. 61で確認した。	
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A		・「情報技術修士」という名称は適切である。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
7	<b>基準7：教育改善</b>	W	W	基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	A		・大学院委員会、授業報告会、自己点検・評価委員会が組織され、点検・評価の仕組みが存在すると認められる。	
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	C	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教員相互による授業点検」は他に見られない仕組みで評価できる。</li> <li>・社会の要望については、理事長や教員の学外での活動によって社会の動向を把握していることは理解できるが、「仕組みとして」の取り組みという点では弱い。</li> <li>・学生の要望に対しては、「学生の授業評価」が行われているが、それを配慮し反映する仕組みが不明である。</li> <li>・点検・評価システム自体の点検については不十分である。</li> </ul>	●2015年度より「外部評価委員会」を発足させ、大学全体の教育・研究・サービスの向上につながる各種助言・指導を得ることにしたという点は、改善と認められる。
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	A		・ウェブ上で自己評価報告書や第三者評価報告書が公開されていることを、確認した。	
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。	W	W	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7(1)に挙げた大学院委員会、授業報告会、自己点検・評価委員会による点検・評価の仕組みは、日常的な教育の改善には有効であり、実際いくつかの改善事例も報告されている。しかし、教育システム自体を継続的に改善する専用の仕組みが認められない。たとえば設置当初にはカリキュラム設計などを担当する教学統括という組織が活動していたが、現在は規則上は残っているものの、実態としては活動していない。</li> <li>・ラーニングアウトカムの測定が入学時、卒業時に行われており、これは教育システムの実効性を測る尺度となりうる点で評価できるが、それに基づいてシステムを改善する仕組みを充実させていく必要がある。</li> </ul>	●とくに新しい改善項目の記載はない。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
8	<b>基準 8 : 特色ある教育研究活動</b>	X	X		
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	C	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日夜間・土曜開講・長期履修制度・.kyoto運営準備等の取り組みは評価できる。</li> <li>・各種の講演会を開催し、学生が授業以外でも学ぶ機会を提供していることは評価できる。</li> <li>・SAP ERP教育に取り組み、19名の合格者を出していることは評価できるが、取り組みが教員依存であるため、これを専攻の特徴にするのであれば、当該専攻の組織的取り組みが望まれる。</li> <li>・京都本校・京都駅前校・札幌校・東京校間の遠隔授業（同期型）の環境が構築されている。また、授業をあらかじめ録画し、視聴することができる非同期型授業も運用を行っている。非同期型授業は学生の時間制約等を軽減することができるので評価できる。しかし、実際に視聴したかどうかの確認は教員の裁量に任されており、組織的に何らかの基準を設定し、教育効果を高めることが望まれる。</li> </ul>	<p>●SAP ERP教育の発展と充実のため、ERP関連科目を担当する教員を増員したという点は、教員個人の活動に依存していたものを広げる方向としては評価できる。社会人向けのセミナーや企業との連携などは、この大学院における教育として直接評価の対象になるものではないが、特色を出すための努力として認められる。</p>